

平成26年度決算審査措置要求決議

内閣及び最高裁判所は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 地域再生計画において設定された目標の低調な達成状況等について

地域再生法に基づき、地方公共団体が作成する地域再生計画について、平成17年度から26年度までに内閣官房等12府省庁が支援した1,756計画に基づく事業の実施状況を会計検査院が検査等したところ、1,311計画に設定されていた定量的な目標の約半数が未達成であったことなどが判明した。また、地域再生制度における国と地方公共団体との連携に関する課題として、手続の効率化や支援措置の充実など同制度の課題に関する意見が地方公共団体から数多く挙げられたことも明らかとなった。

政府は、関係省庁が支援した計画のうち、現在も実施中の計画について、その目標の達成可能性等を十分確認し、目標を達成できるよう助言するとともに、計画達成のために出された地方公共団体からの意見について十分に検討すべきである。

2 東日本大震災の被災自治体において策定されていない津波避難計画等について

東日本大震災からの復旧・復興事業のうち、津波対策に係るソフト施策として、市町村等において、緊急避難場所、避難路等を定めた津波避難計画を策定したり、津波浸水区域、津波到達時間等の危険情報を定めた津波ハザードマップを作成している。会計検査院が検査したところ、沿岸6県管内の33市町のうち、14市町において津波避難計画が策定されていないこと、7市町において津波ハザードマップが作成されていないことが明らかとなった。

政府は、市町村等に対し、津波避難計画や津波ハザードマップについて、住民等の安全を確保するための施策としての重要性を認識させ、早期の策定等のために必要となる助言や情報提供等の支援を行うべきである。

3 外務省の調達代理方式無償資金協力事業における目標設定及び事後評価の実施について

外務省は、開発途上国に資機材等の調達に必要な資金を供与し、被援助国に代わって資機材等の調達を行う機関を通じて、調達代理方式の無償資金協力事業を実施している。本事業に関して、財務省が調査したところ、具体的な成果目標の設定や事後的なフォローアップが実施されていないなど、P D C Aサイクルや透明性の点において課題があることが明らかとなった。

政府は、独立行政法人国際協力機構が実施するODA事業については、プロジェクトごとに事業概要や現場写真、評価結果をウェブサイトで公表するなどの取組が進められていることを踏まえ、外務省が実施する調達代理方式の無償資金協力事業についてもP D C Aサイクルの確立や透明性の確保のための取組を早急に進めるべきである。

4 レセプト情報・特定健診等情報データベースシステムにおける収集・保存データの不突合等の改善について

厚生労働省は、生活習慣病予防対策として実施されている特定健診等が医療費に及ぼす効果等を分析するため、平成26年度までに27億9,734万円の経費を投じてレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）システムを構築・運用している。会計検査院が検査したところ、NDBシステムに収集・保存されている多数の保険者の特定健診等データがレセプトデータと突合できない事態となっていたほか、厚生労働省がこの事態に係る原因究明と改善に向けた調査等を速やかに実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、同システムについて、所期の目的どおりの運用を早期に確保して、システムに収集・保存されているデータを十分に活用すべきである。

5 介護保険制度の実施状況を踏まえた見直し等について

介護保険制度の実施状況について、本委員会からの検査要請を受けて会計検査院が検査したところ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスについて、その利用状況を把握している保険者（市町村）が20%以下となっていたこと、また、介護職員の不足を理由に入所者の受入れを制限している施設があった

こと、さらに、居宅介護支援における特定事業所集中減算について、一部の支援事業所が、介護報酬の減算基準に達しないよう考慮した上で集中割合を調整していたことなどが明らかとなった。

政府は、地域密着型サービスの利用状況を保険者が把握できるよう一層支援するとともに、介護人材の確保や処遇改善について継続的に取り組むべきである。また、特定事業所集中減算については、ケアマネジメントの公正・中立の確保に向け、現行施策の抜本的な見直しも含め、その在り方を十分に検討すべきである。

6 農林漁業における新規就業者の定着に係る支援事業の改善について

農林水産省は、農林漁業において効率的かつ安定的な経営を担う人材の育成及び確保を図るため、農林漁業の新規就業者雇用事業及び青年就農給付金事業を実施している。会計検査院が検査したところ、雇用事業の対象となった新規就業者の34%が3年未満で離職していたこと、就業者の定着のための取組を実施していない農業法人等があること、また、青年就農給付金事業において、農業所得の目標額250万円に達していない受給者が77%に上り、指導を行う市町村の担当者の専門知識等も不十分であったことなどが明らかとなった。

政府は、新規就業者の定着及び新規就農者の経営安定に向けて、農業法人等に対する指導・助言体制の充実及び市町村と関係機関の連携強化を図るとともに、地域における新規就農者等を支える取組を一層支援すべきである。

7 有明海再生関係事業の効果の検証等について

有明海海域は、アサリやタイラギなどの水産有用二枚貝類の有数の産地であったが、近年、環境の変化等に伴い漁獲量が低迷している。政府は有明海海域の環境保全・改善と水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、海域環境等の調査、稚貝の放流等の増殖対策を行うなどの漁場改善対策を推進してきたものの、二枚貝類等の漁獲量は増加するに至っておらず、また、平成14年から実施されている海域環境等の調査については、いまだ取りまとめがなされていない状況となっている。

政府は、有明海沿岸の関係各県及び関係漁業協同組合と緊密に連携し、有明海の海域環境等の調査を加速化するとともに、有明海再生関係事業の効果を検証し、有明海海域の漁場生産力の向上に努めるべきである。

8 国有林野事業の運営の改善について

国有林野事業においては、国有林野の産物の売払収入の増加を図ることにより、新たな国民負担を生じさせずに、平成60年度までに1兆円を超える借入金の返済を行うこととされている。会計検査院が検査したところ、借入金返済の前提とされている国有林材の効率的な生産・販売や路網の整備による搬出経費縮減といった各施策の効果が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、今後の国有林野事業の運営等に当たり、林業の施業コスト縮減や木材の安定供給等の施策を効果的に実施することにより、森林の有する公益的機能の維持増進や林業の成長産業化をより一層図るべきである。

9 高規格幹線道路の暫定2車線区間の整備・管理等の改善について

国土交通省及び高速道路会社は、完成時に4車線とする高規格幹線道路のうち、当面、交通量が少ないと見込まれる道路については、整備計画等において、暫定的に2車線道路として供用している。会計検査院が検査したところ、暫定2車線道路としての供用が長期化する傾向にあること、供用車線以外の2車線分の取得用地が道路として利用されていないこと、高規格幹線道路の対面通行部に防護柵を備えた中央帯があれば、防止できたと見られる対向車線への逸脱事故が多数発生するなど、高規格幹線道路の機能が十分に発揮されていないことが明らかとなった。

政府は、暫定2車線道路について、今後の交通量の見通し及び交通事故の状況等を把握し、分離式の道路構造の採用も含めた安全性及び機能性の一層の向上に取り組むとともに、道路として利用されていない用地の有効活用策について早期に検討すべきである。

10 空港施設の不適切な維持管理について

国土交通省及び新関西国際空港株式会社は、滑走路や航空灯火施設等の空港施設を管理している。会計検査院が検査したところ、鉄塔及び灯柱を点検の対象としていないことにより劣化や損傷が発生していたこと、維持管理計画に基づく点検の結果、滑走路等の修繕が必要であると把握していたにもかかわらず適切な修繕を実施していなかったことなどが明らかとなった。

政府は、空港施設について、具体的な点検項目を定めて適切な点検を行うとともに

に、その結果、修繕が必要な箇所については、速やかに修繕計画を策定した上で早急に修繕等を行い、安全の確保に万全を期すべきである。

11 土砂災害対策に係る事業の改善について

都道府県は、砂防法等の関係法令に基づき、砂防関係施設の整備、土砂災害警戒区域（警戒区域）等の指定、警戒避難体制の整備等を国庫補助事業等として実施している。会計検査院が検査したところ、人口集中地域を含む警戒区域で砂防関係施設が未整備の地域が多数あること、事業採択後5年以上が経過しても工事が未着手となっている事業があること、平成26年12月末時点における砂防関係施設の定期点検の実施割合が30%未満となっていることなどが明らかとなった。

政府は、都道府県に助言するなどして、土砂災害対策事業の事業採択後の速やかな工事の着手や砂防関係施設の定期点検の適切な実施とともに、過去の土砂災害の発生状況等に基づく砂防関係施設の整備に関する優先順位を検討し、効率的に整備を進めるべきである。

12 防衛装備品に係る不適切なライフサイクルコスト管理について

防衛省が行う防衛装備品のライフサイクルコスト（LCC）の算定及び検証に関して、会計検査院が検査したところ、LCCの算定に当たり、防衛装備品の取得、運用、維持等に係る契約金額のデータの収集等が適切に行われていないこと、その検証に当たり、一部の費目について見積値と実績値にかい離が生じた原因を分析していないことなどが見受けられた。これにより、防衛装備品のライフサイクルの各段階において、効果的かつ効率的に防衛装備品が取得できなくなるおそれがあること、費用面に係る説明責任が強化されていないことなどが明らかとなった。

政府は、防衛装備品のLCC管理の実施に当たり、防衛装備庁と各幕僚監部等が相互に密接に協力する体制を整備し、LCCの算定及び検証を適切に行うとともに、その結果を防衛装備品の取得の意思決定等に十分に反映させることにより、ライフサイクル全体を通じた費用の最適化を実現すべきである。

13 裁判所における郵便切手に係る不適切事務について

裁判所が扱う民事執行事件においては、裁判所が書類を郵送するために用いる郵

便切手について、当事者等からあらかじめ納付を受けることとされているが、東京地方裁判所民事執行センター等の3部署において、余った差額の郵便切手を当事者等に返納せずに保管して、他の事件の書類の送付に利用するなどの不適切事務が行われていたことが平成27年7月に明らかとなった。これを受けて、最高裁判所事務総局が全国調査を行った結果、新たに15部署において同種の不適切事務が行われ、合計18部署での不適切事務に係る郵便切手の合計額が909万円に上っていたことが判明した。

最高裁判所は、不適切事務に係る郵便切手の相当額を当事者等に確実に返還するとともに、納付された郵便切手を適切に管理する体制を確立するなど再発防止策を徹底すべきである。